# 山泉がまずからのお知らせ (平成30年) 6月号

【発行】〒405-8585 山梨市上神内川 738 山梨税務署 Te.0553-22-1411(代表) 税務署へのお問い合わせは、左の代表番号におかけいただいた後、自動音声案内にしたがって「2」(税務署)を選択して、交換手に内線番号をお伝えください。



#### 所得税及び復興特別所得税の**予定納税(第1期分)の納税**をお忘れなく

所得税及び復興特別所得税の予定納税(第1期分)の納期は**平成30年7月31日(火)**までとなっています。

○ 納付する額

予定納税が必要な方には、6月中旬に税務署から「平成 30年分所得税及び復興特別所得税の予定納税額の通知書」が送付されます。この通知書に記載された第1期分の金額が7月31日(火)までに納税する額です。なお、予定納税額の計算の詳細は、この通知書に記載されています。

○ 予定納税の減額申請

第1期分の予定納税の減額申請をする場合は、平成30年7月 17日(火)までに「予定納税額の減額申請書」に必要事項を記載した上、税務署に提出する必要があります。

○ 納付(納付には、便利な振替納税をご利用ください) 振替納税を利用されている方は、平成30年7月31日(火)に指定金融機関の口座から引き落としとなります。利用されていない方は、金融機関又は税務署の窓口にて納付してください。 なお、納付金額が30万円以下の場合には、送付されたバーコード付納付書を使用して、コンビニエンスストアで納付することができます。

☎問合せ 管理運営部門(内線 25)

## 平成30年分の路線価図等の公開予定日

平成30年分の路線価図等は、平成30年7月2日(月)午前10時に国税庁ホームページにて公開される予定です。

公開初日から数日間は、アクセス集中により閲覧しにくい状態となることがありますので、あらかじめご了承ください。

なお、路線価図等の見方等がわからない場合には税務署に電話していただき、自動音声に従って「1」を選択してください(電話相談センターにつながります。)。

☎問合せ 資産課税部門(内線41)

# ご利用ください「相続税の申告要否判定コーナー」

「相続税の申告要否判定コーナー」は、法定相続人の数や個別の財産・債務の価額等を入力することにより、基礎控除額などを自動で計算し、相続税の申告要否のおおよその判定を行うものです。

◎「相続税の申告要否判定コーナー」にアクセスするには・・・ 国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)の掲載バナー一覧にある

相続税の申告要否

』のバナー(ボタン)をクリック!

- ◎「相続税の申告要否判定コーナー」の入力で困った時は・・・ 「相続税の申告要否判定コーナー」の以下を参照してください
  - •「入力例 FAQ等」…事例に基づく入力例やよくある質問
  - ・「当画面の入力例」…各画面における具体的な入力例

| Calcing A First - +- | Calcing A First | Fir

「相続税の要否判定コーナー」 のトップ画面

☎問合せ

資産課税部門(内線41)



税務職員を装った振り込め詐欺や年金・マイナンバー詐欺、還付金受取口座情報等に関する不審な電話、メールなどにご注意ください。

※ 税務職員が年金・マイナンバー制度アンケート等と称して電話することはありません。 また、国税庁では、納税者の皆様に還付金のお知らせや受取口座情報等を確認するメールを送信することはありません。

# 国税の納付は、「ダイレクト納付」をご利用ください

簡単・便利

ダイレクト納付を利用すると、自宅等からインターネットを利用して納付の手続ができます。

- ★ 即時又は期日指定で納付可能!納付漏れ防止に役立ちます。
- ★ 金融機関や税務署に出向く必要はなく、インターネットで納付も完了! 現金を持って金融機関や税務署まで出歩く危険性が無くなります。
- ★ 利用に当たって、銀行等への手数料は不要です。
- ★ 特に、利用回数の多い手続(毎月の源泉所得税等、酒税の納付) に便利です!



# スマ

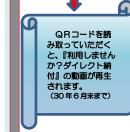
#### ◎ダイレクト納付を利用するには・・・

- 1 ダイレクト納付利用可能金融機関に預貯金口座がある 山梨税務署管内の金融機関では、山梨中央銀行、甲府信用金庫、山梨信用金庫、山梨県民信用組合で利用可能です。
- 2 利用者識別番号を取得する
  e-Taxホームページ(www.e-tax.nta.go.jp)から「e-Taxの利用開始届出書」をオンラインで提出し、利用者識別番号を取得してください(即時発行されます)。
- 3 ダイレクト納付利用届出書を提出する 「国税ダイレクト方式電子納税依頼書兼国税ダイレクト方式電子納税届出書」(国税庁ホームページ (www.nta.go.jp)からダウンロードできます。)に署名、押印の上、書面で税務署に提出してください。 ※ ダイレクト納付が利用可能となるまでには、「ダイレクト納付利用届出書」を書面で提出してから、 1か月程度かかります。

☎問合せ 管理運営部門(内線 25)

## ダイレクト納付利用推進のTV番組が You Tube でご覧いただけます!

山梨法人会女性部会執行部の皆さんが出演し、ダイレクト納付を利用している会社の役員さんが、ダイレクト納付の仕組みを教えるシーンから始まり、税理士さんがダイレクト納付のメリットについてインタビューに答えるシーン、利用していなかった会社の役員さんが銀行の窓口に手続書類を相次いで取りに訪れるシーンへと続き、最後に番組を見ている皆さんに「私達も利用しています。法人企業の納税には、ダイレクト納付が便利です」とダイレクト納付の利用を呼び掛けるドラマ仕立ての番組となっていますので、是非ご覧ください。





「山梨税務署からのお知らせ」のバックナンバーも併せてお読みください。

税務署での面接相談につきましては、日時指定の個別相談となっておりますので、お電話により相談日時を決めていただき、必要書類をご持参の上、ご来署いただきますようお願いします。

前号のつづき



山梨ワイナリー協会って、 どんな団体なの? 山梨ワイナリー協会はね、ワインナリーの皆さんの緊密な連絡懇和と相互扶助の精神に基づき酒類の円滑な納税を促進し、酒類業の健全な進歩発展に寄与することを目的としている団体なんだよ。



e-Tax キャラクター **イータ君**